

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

平成23年12月22日

支出負担行為担当官
水産庁長官 佐藤 正典

1 工事概要等

(1) 工事名 平成23年度石巻漁港－7m岸壁災害復旧地盤改良工事

(2) 工事場所 宮城県石巻市魚町2丁目、3丁目

(3) 工事内容 －7m岸壁

海上地盤改良工	約366.0m
床堀工	1式
石材等撤去	約1,830m ³
運搬工（海上）	1式
石材等運搬	約1,830m ³
締固工	1式
サンドコンパクションパイル	約552本

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成24年8月9日まで

(5) 本工事は、簡素な施工計画等を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施工される公共工事であるため、工事請負契約書第34条第1項中「10分の4」を「10分の5」に読み替え、同条第5項中「10分の4」を「10分の5」に、「10分の6」を「10分の7」に読み替え、同条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の6」に、「10分の6」を「10分の7」に読み替える。

また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第86条第1項による調査を受けたものとの契約については別添工事請負契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更するものとする。なお、工事が進捗した場合の中間前払及び部分払の請求を妨げるものではない。

(8) 契約締結後に工事請負契約書第45条の2（談合等不正行為があった場合の違約金等）に示す事項に該当する場合は、請負代金額（契約締結後、請負代金額の変更があった場合は、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(9) 本工事は、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行工事である。

(10) 本工事は、入札説明書の交付、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う（以下「電子入札方式」という。）対象工事である。なお、電子入札方式によりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(11) 本工事は、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」（平成23年4月28日法律第61号）に基づき実施する工事である。

2 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 農林水産本省における土木一式工事に係るA等級又はB等級の平成23・24年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房経理課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（2(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成13年4月1日以降に元請として、完成・引渡が完了した次の同種又は類似工事の施工実績を有すること（ただし、共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種又は類似工事の施工実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工実績が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

・同種工事は、次の施工実績を有していること。

漁港または港湾における海上地盤改良（サンドコンパクションに限る）を含む工事

・類似工事は、次の施工実績を有していること。

漁港または港湾における海上地盤改良を含む工事

- (5) 水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）のうち、平成20年4月1日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する場合においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該実績がない場合にはこの限りではない。（ただし、共同企業体にあつては、全構成員の平均で65点以上であること。）

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

③ 平成13年4月1日以降に元請として完成・引渡が完了した、次の同種又は類似工事の施工経験を有する者であること（ただし、共同企業体にあつては、構成員のうちいずれか1名が同種又は類似工事の施工経験を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工経験が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

・同種工事は、次の施工実績を有していること。

漁港または港湾における海上地盤改良（サンドコンパクションに限る）を含む工事

・類似工事は、次の施工実績を有していること。

漁港または港湾における海上地盤改良を含む工事

④ 水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）のうち、平成20年4月1日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工経験を有する者においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該経験がない者はこの限りではない。

- (7) 砂杭の品質管理に対する技術的所見が適正であること。

- (8) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、水産庁長官から「水産庁建設工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年9月14日付け19水漁第2012号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 上記1(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (10) 施工場所周辺地域（宮城県）内に建設業法に基づく本社（本店）、支店又は営業所を有していること。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

入札参加者は、価格、本工事における施工体制、簡素な施工計画、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力をもって入札を行い、3(1)の要件に該当する者のうち、3(2)によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、3(3)による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の基準（以下「調査基準価格」という。）に該当する場合は、予決令第86条第1項の調査を行うものとする。

(1) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(2) 評価項目と評価基準

① 標準点

競争参加資格を満たす者には、「標準点」100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

評価項目は次の1)～4)とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、「施工体制評価点」の最高点は30点、「加算点」の最高点は30点とする。

1) 施工体制

2) 簡素な施工計画 砂杭の品質管理（地盤の締固め、改良材の保管方法）に対する技術的所見

3) 企業の施工能力

4) 配置予定技術者の能力

(3) 3(1)において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。詳細は入札説明書による。

(5) 実施上の留意事項

- ① 受注者より提案された簡素な施工計画に対して、受注者の責により提案が履行できない場合は、「工事成績評定」の減点を行う。なお、減点の範囲は最大7点とする。
- ② 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部漁政課経理班経理第4係

TEL 03-3591-5031

FAX 03-3502-8220

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 電子入札方式による場合

ア 交付期間：平成23年12月22日から平成24年2月3日までの毎日（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）9時00分から17時00分まで。

イ 交付場所及び方法：電子入札システム上において交付する。

② 紙入札方式による場合

ア 交付期間：平成23年12月22日から平成24年2月3日までの毎日（ただし、休日を

除く。) 10時00分から17時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。

イ 交付場所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁漁港漁場整備部整備課災害復旧代行グループ
TEL 03-3591-7137

ウ 交付方法：上記交付場所へ申し込み、無料にて交付する。

(3) 確認資料等の提出期間、場所及び方法

① 電子入札方式による場合

ア 提出期間：平成23年12月22日から平成24年1月11日までの毎日（ただし、休日を除く。）9時00分から17時00分までと平成24年1月12日9時00分から15時00分まで。

イ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、確認資料等の電子データの容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。）により提出すること。

② 紙入札方式による場合

ア 提出期間：平成23年12月22日から平成24年1月11日までの毎日（ただし、休日を除く。）10時00分から17時00分までと平成24年1月12日10時00分から15時00分まで。ただし、12時00分から13時00分までの間を除く。

イ 提出場所：上記4(2)②イに同じ。

ウ 提出方法：上記の提出場所へ持参、郵送又は託送し、紙により提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 電子入札方式による場合

ア 入札の日時：平成24年2月1日から平成24年2月2日までの毎日（ただし、休日を除く。）9時00分から17時00分までと平成23年2月3日9時00分から15時00分まで。

イ 開札の日時：平成24年2月6日10時30分。

ウ 入札及び開札の場所：水産庁漁政部第二会議室（別館8階、ドア番号「別821」）

エ 入札の提出方法：電子入札システムにより提出すること。

② 紙入札方式による場合

ア 入札の日時：平成24年2月6日10時30分。

イ 開札の日時：上記4(4)①イに同じ。

ウ 入札及び開札の場所：上記4(4)①ウに同じ。

エ 入札の提出方法：上記の入札及び開札の場所へ持参し、紙により提出すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 納付（保管金の取扱店 日本銀行日比谷代理店（みずほ銀行本店））。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行日比谷代理店（みずほ銀行本店））又は銀行等の保証（取扱官庁 水産庁）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行日比谷代理店（みずほ銀行本店））。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行日比谷代理店（みずほ銀行本店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 水産庁）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、確認資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とする。

- (4) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、工事实績情報システム（CORINS）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更は認められない。
- (5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格に該当する価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報の入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により確認資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 電子入札システムについて
 - ① 電子入札システムに係る運用については、「水産庁電子入札システム運用基準」によるものとする。
 - ② 電子入札方式による手続開始後、紙入札方式への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合に限り、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができる。
 - ③ 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (11) 詳細は入札説明書による。

(お知らせ)

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html>）をご覧ください。